

# 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

(あて先) 奈良市長

住所  
申告者 氏名

(自署又は記名押印をお願いします。)

電話番号

地方税法附則第15条の9第1項の規定により下記のとおり申告します。

所有者の住所				
所有者の氏名又は名称				
家屋の所在地	奈良市			
家屋番号(注2)		種類(用途)		
構造		床面積	m <sup>2</sup>	
建築年月日	昭和 年 月 日	登記年月日(注2)	昭和 平成 令和	年 月 日
耐震改修完了年月日	令和 年 月 日	耐震改修費用(注3)	円	
3ヶ月以内に提出できなかった理由(注4)				

(注1) 申告書には、耐震基準に適合した工事であることにつき地方公共団体、建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人、登録住宅性能評価機関又は指定確認検査機関が発行した証明書(増改築等工事証明書、住宅耐震改修証明書又は住宅性能評価書)および耐震改修に要した費用を証する書類(工事請負契約書など)を添付してください。

(注2) 「家屋番号」、「登記年月日」欄は家屋が登記されている場合のみ記載してください。

(注3) 区分所有家屋のときは、住宅一戸当たりの金額を記載してください。

(注4) 申告書を提出する日が、耐震改修工事完了年月日から3ヶ月を経過している場合は、申告書を提出できなかった理由を記載してください。

# 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

既存の住宅を耐震改修した場合、固定資産税が一定期間減額されます。

## 1 要件

昭和57年1月1日以前に建築された家屋(住宅に限る)について、令和8年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように耐震改修(1戸当たりの耐震改修費用が50万円超のもの)を施したものに限り、

## 2 減額期間

耐震改修工事が完了した翌年度分に適用されます。

## 3 対象範囲

減額の対象となるのは、1戸当たり120㎡の床面積相当分までで、当該床面積分の家屋の固定資産税額が2分の1(平成29年4月1日以降に長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は3分の2)減額されます。

## 4 手続き

減額を受けようとする納税義務者は、改修工事完了後、3ヶ月以内に次の書類を添付して資産税課に申告してください。

## 5 必要書類

- ①住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書
- ②耐震基準に適合した工事であることにつき地方公共団体、建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人、登録住宅性能評価機関又は指定確認検査機関が発行した証明書(増改築等工事証明書、住宅耐震改修証明書又は住宅性能評価書)
- ③耐震改修に要した費用が確認できる書類
- ④耐震改修工事の写真
- ⑤耐震改修の内容が分かる図面
- ⑥長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は認定通知書等